

特例措置による在校生の学区外通学制度の申請結果について

第 7 回推進協議会において報告した、「学校統合等に伴う在校生の通学先に対する配慮」の申請結果についてご報告します。

1. 制度概要

学校統合やそれに伴う通学区域の変更により、通学先が変更になる地域にお住まいの在校生に対しては、学習環境の変化、学年進行、友人関係等に配慮する必要があります。そのため、在学中に通学区域が変更になった後も、変更前の在籍校に引き続き通学することができる学区外通学制度を設けています。

また、在籍校が統合してできる統合新設校の仮校舎までの距離が長距離となる在校生については、通学の負担軽減を図るため、隣接校への転校を選択できる学区外通学制度を設けています。

2. 申請書の配布について

通学先が変更になり、本制度の対象となる鶴川第四小学校の在籍者を対象に、学校経由で「別紙 1 【鶴川第四小】鶴川西地区の通学区域変更に伴う通学希望校申請について」を配布し、以下のとおり申請を受付けました。

- ・申請期間：2025年4月7日（月）～2025年5月19日（月）
- ・申請対象：鶴川第四小学校 1～5年生全員（通常の学級在籍者のみ）

※特別支援学級在籍の方については、別途教育センターからお知らせをしていますので、申請自体は不要ですが、「別紙 1 【鶴川第四小】鶴川西地区の通学区域変更に伴う通学希望校申請について」は参考に配布いたしました。

3. 申請結果（2025年10月27日時点）

申請対象者（鶴川第四小学校1～5年生）のうち、若干名の方が大蔵小学校への転校を希望されましたが、ほぼ全ての方が 2026 年度以降の通学先として、鶴川中央小学校を選択されました。

申請期限内に申請された方全員が、希望先の学校へ通学できることを決定した通知書を、6 月下旬に保護者へ郵送しています。

なお、申請期間以降に通学希望校の変更を申請された場合、原則として不受理とさせていただいている。ただし、個別の事情がある場合につきましては、学校と協議のうえ、通学先の変更を認めるケースがありますので、学務課までご相談いただくようお願いしています。